

2018 年 10 月 1 日

株主 各位

東京都渋谷区笹塚一丁目 21 番 17 号
櫻護謨株式会社
取締役社長 中村 浩士

単元株式数の変更に関する公告

当社は、2018 年 3 月 22 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、同年 10 月 1 日をもって当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、公告いたします。

なお、当社は、単元株式数変更の効力発生日である 2018 年 10 月 1 日をもって当社普通株式につき 10 株を 1 株にする株式併合を行っております。

以上

(ご参考)

上記に伴い、2018 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆さまにおかれましては、特段のお手続きの必要はありません。